

飯豊町建築物耐震改修促進計画

【第一次改訂版】

平成29年3月

飯 豊 町

目 次

はじめに	3
1 . 計画の概要	
(1) 計画の目的	5
(2) 計画の位置づけ	5
(3) 計画期間	5
2 . 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
(1) 想定される地震の規模、被害状況	5
(2) 耐震化の現状	7
(3) 耐震改修等の用途別目標の設定	8
(4) 一般木造住宅の耐震化	9
(5) 公共建築物の耐震化	10
3 . 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取り組み方針	10
(2) 促進を図るための支援策	11
(3) 改修実施への環境整備	12
(4) 地震時の総合的な安全対策	12
(5) 地震時の通行を確保する道路	13
(6) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	13
(7) その他の促進策	13
4 . 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発等	
(1) 地震ハザードマップの作成	14
(2) 相談体制の整備・情報提供の充実	14
(3) パンフレットの作成・講習会の実施	14
(4) 家具の転倒防止策の推進	14
(5) 自治会との連携策	14
5 . その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	
(1) 改正法による指導・助言、指示、命令等	15
(2) その他	15
資料1・・・公共施設一覧	14
資料2・・・地震ハザードマップ	16

はじめに

平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」や、平成16年10月に発生した「新潟中越地震」等の大規模地震は、多くの尊い犠牲者と住宅家屋の倒壊等、甚大な被害をもたらし、中でも阪神・淡路大震災による死者数の約9割は、住宅等建築物の倒壊等によるものであったと言われており、同年「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定され、建築物の耐震化に取り組む事が定められた。

その後も平成23年3月の東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)、平成28年4月の熊本地震と大規模地震が起こっている。東日本大震災では津波被害もあり、地震による正確な被害は不明であるが、熊本地震においては死者81名、全壊8,336棟、半壊26,333棟、一部破損126,289棟のほか、公共建物被害243棟が報告されている。(平成28年7月19日、消防庁災害対策本部資料)

山形県内においては、「庄内平野東縁断層帯」「新庄盆地断層帯」「山形盆地断層帯」「長井盆地西縁断層帯」の4断層帯が確認されており、大規模地震を発生させる可能性があるとして発表されており、うち「長井盆地西縁断層帯」は、朝日町から本町を通過し米沢市までの6市町に及ぶ延長約5.1kmの断層帯であり、今後30年以内にマグニチュード7.7程度の大規模地震が0.02%の確率で発生すると予測されている。

こうした状況の中、国は平成25年11月に耐震改修促進法を改正し、大規模な特定建築物の耐震診断の義務化と公表、さらに表示制度の創設などにより一層の

耐震化を促進することとしている。

活断層上に位置している本町においても法改正を踏まえ、一般住宅の耐震診断を早急に実施し、その結果に基づき耐震改修を行うよう指導しながら、町全体の建築物の耐震化を促進するための施策の基本となる「飯豊町建築物耐震改修促進計画」を改正し、町民の安全・安心の確保に努めることとする。

1. 計画の概要

(1) 計画の目的

「飯豊町建築物耐震改修促進計画」(以下「促進計画」という。)は、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、町民の生命や財産を保護するために、既存建築物の耐震性向上策として、県と町等が連携しつつ耐震診断・耐震改修等を総合的、計画的に促進することを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

本促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。)第6条に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものであり、「山形県建築物耐震改修促進計画」及び「飯豊町地域防災計画」との整合性を図るものとする。

[法律] 災害対策基本法、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律

[国] 防災基本計画

[県] 山形県地域防災計画、山形県建築物耐震改修促進計画
山形県公共施設等耐震化基本指針

[町] 飯豊町地域防災計画、飯豊町建築物耐震改修促進計画

(3) 計画の期間

本促進計画の目標年次を平成32年度とし、計画期間を11年間(平成22年度から平成32年度)とする。なお、定期的に点検・検証を行うものとし、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模、被害状況

平成8年度及び平成9年度の2年にわたり「山形県地震対策基礎調査(被害想定調査)」が県において実施され、県内においては4つの主要な断層帯の存在し、うち3つの断層帯で阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.5~7.8クラスの大規模地震が発生する可能性が指摘されている。また、平成15年に政府の特別機関である

地震調査研究推進本部により「日本海東縁部の地震活動の長期評価」において、「山形県沖の地震」の長期評価が公表された。本町において最も影響が及ぶことが懸念される長井盆地西縁断層帯は、今後30年以内に最大でマグニチュード7.7の大規模地震が、0.02%の確率で発生すると予測されている。(表1)

平成7年の阪神淡路大震災を教訓とするため、その発生日時と同じ冬季の早朝にこの「長井盆地西縁断層帯」を震源とする最大規模の地震が発生した場合、震源に近い置賜、村山地域では震度6強以上、震源から離れた最上、庄内地域の一部においても震度6弱の地震が発生し、震度5強以上の地域は県内の広範囲に想定されている。冬季の早朝は在宅者が多く、また積雪により家屋の倒壊被害が拡大する事が予想され、置賜地域では死者904人、負傷者8,068人、そして住宅等の建築物の全壊13,138棟、半壊23,742棟との被害が予測されている。

飯豊町はこの「長井盆地西縁断層帯」上に位置しており、上記の想定に基づいた場合、死者50人、負傷者631人、建物の全壊834棟、半壊1,269棟とのこれまでに例を見ない甚大な被害を受けると想定され、建物の全半壊率については置賜地域で一番高い数値となっている。(表2)

(表1) 山形県内想定地震の長期評価一覧

断層名	規模	位置	断層の長さ	発生確率		公表年月
				30年以内	100年以内	
庄内平野東縁断層帯	約M7.5	遊佐町～鶴岡市	約38km	ほぼ0～6%	ほぼ0～20%	平成21年10月
新庄盆地断層帯	約M6.6～7.1	新庄市～舟形町	11～12km	0.7～1%	2～5%	平成23年5月
山形盆地断層帯	約M7.8	大石田町～上山市	約60km	ほぼ0～7%	ほぼ0～20%	平成19年8月
長井盆地西縁断層帯	約M7.7	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下	0.1%以下	平成17年2月
地震名 山形県沖の地震	約M7.7	1833年の庄内沖地震発生域	北側50km 南側70km	50年以内ほぼ0%		平成15年6月

* 県危機管理課資料及び日本海東縁部の地震活動の長期評価による

* 長期評価とは、断層帯の位置や長さ、最新の活動時期、平均活動間隔などの断層帯の諸特性を調査し、地震の発生確率や規模の予測を行うものである。

*

(表2) 長井西縁断層帯発生地震による被害想定結果

	山形県全域 (冬季早朝)	山形県全域 (冬季夕方)	山形県全域 (夏季昼間)	飯豊町 (冬季早朝)
建物全壊(棟)	22,475 (4.2%)	22,475 (4.2%)	20,216 (3.8%)	834 (16.6%)
建物半壊(棟)	50,926 (9.6%)	50,926 (9.6%)	46,022 (8.7%)	1,269 (25.2%)
死者(人)	1,706 (0.1%)	1,009 (0.1%)	755 (0.1%)	50 (0.5%)
負傷者(人)	16,405 (1.3%)	11,324 (0.9%)	9,286 (0.7%)	631 (6.9%)
避難者(人)	78,849 (6.3%)	72,488 (5.8%)	72,488 (5.8%)	1,145 (12.4%)

飯豊町地域防災計画資料による

(2) 耐震化の現状

昭和25年に建築基準法が制定されて以来、昭和34年、昭和56年、そして平成12年と3回に渡って耐震基準が強化されてきた。

特に昭和56年の改正では「新耐震設計基準」が制定され、それが基となり現在に至っている。

町内の家屋種別を調査してみると、およそ5,000棟ある建築物のうち住居・宿泊施設として使用されている家屋は2,357棟存在し、その内2,324棟が木造住宅であり、98.6%と非常に高い比率を占めている。さらにその36.7%にあたる852棟が昭和56年6月1日の法改正以前（以下、昭和56年以前とする）に建築された建物であることから、新耐震設計基準に適合しておらず耐震性に疑問があると考えられ、特に木造住宅の耐震化が喫緊の課題となっている。（表 3）

また、県が簡易診断により実施した耐震実態調査及び無料耐震診断等の結果に基づくと、昭和56年以前に建築された住宅の約70%が耐震性に問題があると推察されるとあることから、上記の852棟のうち597棟が被害を受ける可能性が高いと想定される。

非木造住宅については、耐震診断を行うと耐震性に問題があると考えられる国の推定値は約24%であることから、非木造住宅4棟のうち、1棟は被害を受ける可能性が高いと想定される。

以上より、合計598棟が耐震改修の必要な建築物数と想定される。（表 4）

公共建築物の現状としては、防災活動の拠点となる施設も含めた70棟の主要な施設のうち、昭和56年以前に建築された施設7棟については耐震診断未実施であり、建築年次から推定される耐震化率は90%となっている。（表 5）

（表 3）飯豊町の建築年代別住宅数（棟）

空き家を含む

建築年次	棟数計	木造	非木造	備考
～昭和25年 ¹	217	216	1	木造 852棟
昭和26年～昭和34年	19	19	0	非木造 4棟
昭和35年～昭和46年	125	125	0	計 856棟
昭和47年～昭和56年	495	492	3	
昭和57年～平成12年	1,052	1,031	21	木造 1,472棟
平成13年～平成20年	290	284	6	非木造 29棟
平成21年～	159	157	2	計 1,501棟
住宅棟数合計	2,357 (100.0%)	2,324 (98.6%)	33 (1.4%)	

平成 28 年 1 月 1 日現在（町住民税務課資料により集計）

1 建設年次不明の建築物を含む

（表 4）飯豊町の住宅耐震化率の推定

住宅総数 2,357棟 (100.0%)	昭和57年以降建築 1,501棟 (63.7%)	木造 1,472棟 非木造 29棟	耐震性を満たす 1,759棟 (74.6%)
	昭和56年以前建築 856棟 (36.3%)	木造 255棟 (30%) 非木造 3棟 (76%)	
			木造 597棟 (70%) 非木造 1棟 (24%)

（表 5）公共建築物の耐震化の状況

施設区分	全棟数	S56法改正以前		S56法改正以降		耐震化率 (S56以降)
		木造	非木造	木造	非木造	
庁舎等	4	1	1	1	1	50.0%
小中学校	13		4		9	69.2%
公民館等	6			3	3	100.0%
医療施設	2			1	1	100.0%
福祉施設	11			5	6	100.0%
町営住宅	16		1	13	2	93.8%
その他施設	18			9	9	100.0%
合計	70	1	6	32	31	90.0%

（3）耐震改修等の用途別目標の設定

本町における住宅・建築物の耐震化は、想定されている「長井盆地西縁断層帯」を震源とする大規模地震発生時に、特に全壊・半壊等の大規模な被害が想定される木造の民間住宅について、耐震診断及びそれに基づく耐震改修は地震被害の減災対策として極めて重要であり、非木造も含めた全住宅の耐震化率を国の基本方針及び県の促進

計画による95%を目標とする。

本町における平成28年末の住宅の耐震化率は、新耐震基準により昭和57年以降に建築された住宅数による推計で63.7%、昭和56年以前に建築された住宅のうち耐震性を持つと推定される棟数を合わせると74.6%と推察出来るが、さらに耐震化を推進するために今後、下記内容で事業の展開を図っていきたい。

また、町が管理する公共施設については災害時の避難場所にも指定されていることから、早急な耐震診断及び必要な耐震改修を実施し、防災活動拠点施設として機能するよう「安全・安心なまちづくり」を目指す。

一般住宅の耐震化目標

平成28年度 推定耐震化率
74.6%

平成32年度 目標耐震化率
95.0%

公共施設の耐震化目標

平成28年度 推定耐震化率
90.0%

平成32年度 目標耐震化率
100.0%

(4) 一般木造住宅の耐震化

平成32年度までの耐震化目標を達成するために、昭和56年以前に建築された一般住宅(木造、非木造とも)856棟の耐震診断を推進し、耐震改修が必要と判断された建築物の所有者に対し、耐震改修の実施を促して行く。

推定値により、耐震性に問題があるとの判断がなされる住宅数は598棟と想定されるが、平成32年度における耐震化率の目標値95.0%は、その内およそ77%61%にあたる約481棟の耐震化により達成される。

本町における近年の住宅の新改築着工件数は年間20棟程度で推移していることから、平成32年度までに改築されるであろう住宅数を考慮してもおよそ401棟、計画期間中、年間100棟程度を目標に耐震改修に取り組まなければならない。

(表 6) 耐震化に取り組む戸数

町内住宅総数	平成28年度 (耐震化率推定)	平成32年度 (耐震化率目標)	差引戸数	改築見込戸数	耐震改修戸数
2,357棟			= -		= -
うち 耐震性あり	1,759棟 (74.6%)	2,240棟 (95%)	481棟	80棟 = 20棟×4年 (H29~H32)	401棟
うち 耐震性なし	598棟 (25.4%)	117棟 (5%)			

(5) 公共建築物の耐震化

町有公共施設については、防災活動の拠点となる等防災上重要な施設でもあることから、平常時においても住民が安心して利用出来るよう次年度以降早急に耐震診断を進め、その結果に基づき改修等の方向性を決定しながら、平成32年度には耐震化率100%としたい。

学校関係

全ての小中学校については、風水害、震災等発生時の緊急避難所に指定されている。

平成20年度に実施した「耐震化優先度調査」の結果を受け、順次耐震診断を行い、耐震改修を実施する。

その他の施設

早急に該当する全ての公共施設の耐震化優先度調査を実施し、その結果に基づき順次耐震診断を行い、平成32年度までに全ての施設について耐震改修等を実施し、耐震化率100%を目指す。

(表 7) 耐震化に取り組む施設数

公共施設総数	平成28年度 (耐震化率推定)	平成32年度 (耐震化率目標)	差引棟数	改築予定棟数	耐震改修棟数
70棟			= -		= -
うち 耐震性あり	63棟 (90.0%)	70棟 (100%)	7棟	1棟 (飯豊分署)	6棟
うち 耐震性なし	7棟 (10.0%)	0棟 (0%)			

3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

これまで一定規模の不特定多数の者及び避難弱者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられていたが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第20号。以下「改正法」という。)により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられた。

このことから、住宅・建築物の耐震化を促進する為にはまず、住宅・建築物の所有

者・管理者（以下「所有者等」という。）が自ら耐震化に努めることが基本となる。町はこうした取り組みを出来る限り支援する観点から、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により一層の耐震化が促進されるよう努めるものとする。

（２）促進を図るための支援策

町民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性についての啓蒙・普及活動を積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制を活用しながら、耐震化を促進して行く。

また、耐震改修の経済的負担を軽減する支援策として、「飯豊町住宅リフォーム支援事業費補助金」を、建替え促進のために「山形の家づくり利子補給制度」等の利用についての啓蒙を行い、耐震化の促進に結びつける。

（１）木造住宅への支援

（町）飯豊町住宅リフォーム支援事業（耐震改修工事補助）

（町）飯豊町木造住宅耐震診断費補助金（耐震診断補助）

（町）飯豊町木材製品利用住宅建築奨励助成金

（町）飯豊町県産認証材利用助成金

（県）山形の家づくり利子補給制度

（県）山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金

（２）要緊急安全確認大規模建築物への支援

（県）建築物耐震化促進事業

（国交省）耐震対策緊急促進事業

（３）その他の支援・優遇策

（国交省）住宅・建築物安全ストック形成事業

（文科省）学校施設環境改善交付金

（文科省）私立学校施設整備費補助金

（文科省）認定こども園施設整備費補助金

（厚労省）医療施設運営費等補助金

（厚労省）医療提供体制施設整備交付金

（厚労省）次世代育成支援対策施設整備交付金

（厚労省）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

（厚労省）社会福祉施設整備費補助金

（厚労省）保育所等整備交付金

（消防庁）公共施設等耐震化事業

（総務省）緊急防災・減災事業（起債）

（総務省）所得税、固定資産税、法人税等の優遇

(日本政策金融公庫) 防災・環境対策資金

(県) 山形県商工業振興資金(融資)

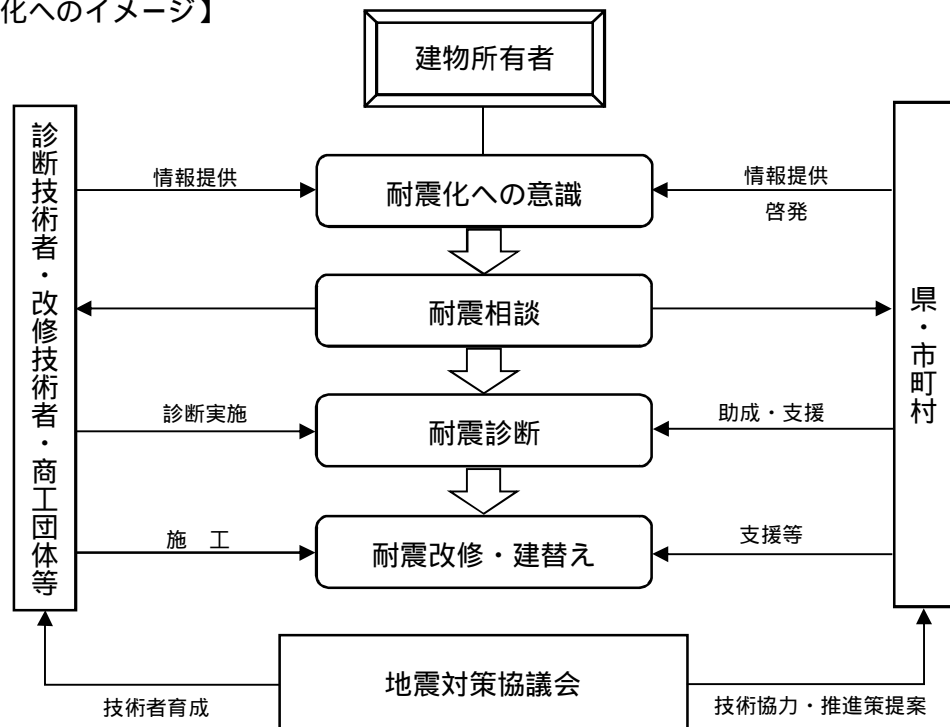
(県) 山形県市町村振興資金(融資)

(3) 改修実施への環境整備

耐震改修工事の内容、効果、費用、施工業者等についての問い合わせに対応するため、県の各総合支庁では県民の耐震化に対する意識付けとなるよう、耐震相談窓口を開設、出張耐震診断を行っており、町においても町民の利用を促進するためにPRに努めるほか、専門的及び技術的なものを除く相談窓口を設置し情報提供を行う。

また、町民が安心して相談や耐震診断及び改修を依頼できるよう、山形県が行う建築士を対象とした診断や改修設計技術の講習、及び改修事業者に対して講習会への参加について事業者への働きかけを行い、技術の向上を図るとともに、受講者の名簿を診断士登録や技術者紹介に活用できるようにする。

【耐震化へのイメージ】



【山形県建築物耐震改修促進計画より】

(4) 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策

町広報誌やホームページを活用して、住宅・建築物の耐震化の必要性や地震防災意識の高揚に向けた啓発を行い、耐震診断・耐震改修の実施へと誘導する。また、プロ

ック塀等の倒壊対策として、危険性がある工作物の所有者に対し除去等の指導を行い、被害要因の解消を図る。あわせて、倒壊はしないものの窓ガラスの落下や天井落下の危険性のある住宅・建築物の改修促進を図る。

また、地震により住宅・建築物に被害が発生し、被災建築物の応急判定が必要と判断される場合には、町に判定実施本部を設置し、県に対し応急危険度判定士の派遣要請を行うとともに、判定士の受け入れに必要な措置を講じる。

(5) 地震時の通行を確保する道路

地震発生時において、被災者の救助を始め支援物資の輸送等、復旧・応急対策を実施するうえで重要となる道路について、緊急時に障害とならないよう、これらの道路に面する住宅・建築物の所有者に対し、早期の耐震化に努めるよう啓蒙する。また、飯豊町地域防災計画で定める避難所へと通じる道路についても、避難路としての安全を確保するため、避難の支障となる事が想定される箇所の有無を予め調査し、その結果を地域住民に対し周知するとともに、沿道の住宅・建築物の耐震化を誘導する。

(6) 優先的に耐震化に着手すべき住宅・建築物の設定

優先的に耐震化すべき住宅・建築物は、災害時に防災活動拠点や避難所となる公共施設（庁舎・学校・公民館・診療所等）とし、特に多数の児童・生徒が使用する学校については、早急に耐震化に努めることとする。

また、平成7年の阪神淡路大震災で被害が集中した、昭和56年5月以前に在来軸組み工法で建築された戸建て木造住宅についても優先的に着手すべきものとする。

(7) その他の促進策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため、土砂災害等危険住宅移転事業を活用し、地震被害を軽減する。

土砂災害等危険住宅移転事業

国が定めるがけ地近接等危険住宅移転事業の補助金交付決定を受けた事業の内、山形県知事が指定した「土砂災害特別警戒区域」に現存する危険住宅を除却する事業。除却費用の一部を補助し、新規住宅のための土地購入費と建築費のローンへ利子補給するもの。

4 . 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発等

(1) 地震ハザードマップの作成

地震の規模や地震による被害予想を住民に伝えることによって、耐震化への意識を啓発することも重要であるため、山形県が作成した「長井盆地西縁断層帯地震の想定震度分布図」を基に、飯豊町の地震ハザードマップ(震度マップ)を作成し、広く公表する。

また、必要に応じて更新を行うものとする。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実

住宅・建築物の所有者等が耐震化について相談出来る窓口を設置し、技術的な事項等必要に応じて山形県及び専門機関の相談窓口を紹介する等、情報の提供に努める。

(3) パンフレットの作成・講習会の実施

国・県の地震対策パンフレットを活用する外に町独自の資料を作成し、町民への啓蒙・普及を図っていく。

町のホームページにも掲載し、同様に啓蒙を図る。

山形県が建築関係団体等と協力して開催する住宅・建築物の耐震診断士を養成する講習会、及び耐震改修の工法や事例紹介等技術者向けの講習会を広く周知し、町内業者の育成に努める。

(4) 家具の転倒防止策の推進

地震時における家具の転倒は人的被害に大きく関係することから、転倒防止策についてパンフレット等を活用して住民に対策事例を紹介し、比較的簡単に出来る地震対策について啓蒙・普及を図る。

(5) 自治会等との連携

自主防災組織は、町と協力し「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに活動を行っており、組織のリーダー等を対象とした研修会、講習会、広く住民を対象とした防災訓練等を開催し、積極的な組織の育成強化を図るとともに、災害発生時の対策(避難場所、避難経路の確認等)を周知しながら、危険工作物の除去及び建築物の耐震診断、耐震改修の取組みについて協力要請を行う。

また、各小中学校の総合的な学習時間及び学校行事等の教育活動全体を通じ、同様の周知を行い、防災知識の普及・啓発を図る。

5 . その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

(1) 改正法による指導・助言、指示、命令等

改正法の適正な運用に努め、必要に応じて所有者等への指導・助言、指示又は命令等を行い、耐震化を促進することとする。

(2) その他

耐震性の高い住宅のストック形成のため、住宅性能表示制度を活用し、耐震立替の促進を図るための啓発を行う。

また、住宅全体の耐震化が困難と思われる老人世帯の住宅については、応急対策として寝室又は居間のシェルターによる補強や耐震ベッド・耐震テーブル等設置により家具の転倒防止や天井落下等の危険から身を守る対策も有効であるため、推進を図る。

さらに、地震時に倒壊のおそれのある老朽化した空き家の住宅・共同住宅についても、周囲に影響を与えることが危惧されるため、所有者に対して耐震化に努めるよう指導を行う。

資料 1

公共建築物（防災活動の拠点となる施設）一覧

施設区分	建築年	施設の名称	棟数	基本構造	備考
庁舎等	S54	役場庁舎	1	RC・3階（B1階）2,954m ²	対策本部
	H2	町民総合センター あ～す	1	RC・2階・2,115m ²	対策本部 指定避難所
		こどもみらい館	1	W・平屋・800m ²	医療救護所
	S48	消防本部飯豊分署	1	W・平屋・363m ²	H29 除却予定
	H28	消防本部飯豊分署	1	S・2階・525m ²	
小中学校	H28	第一小学校	1	RC・2階・4,150m ²	指定避難所の 予定
	S61	第二小学校	2	SRC・平屋・328m ² 871m ² (屋体)	指定避難所
	H17		1	RC/W/S・2階・2,829m ²	
	S57	添川小学校	2	RC・2階・2,303m ² 988m ² (屋体)	指定避難所
	S52	手ノ子小学校	1	RC・2階・2,306m ²	指定避難所
	S56		1	708m ² (屋体)	
	S53	旧・中津川小中学校	2	RC・2階・1,277m ² 637m ² (屋体)	指定避難所
	H8		1	S・1,506m ²	
	H3	飯豊中学校 町民スポーツセンター	2	RC・3階・5,105m ² SRC・3階・4,186m ²	指定避難所
公民館等	H16	中部地区公民館 (農村活性化センター)	1	W・平屋・769m ²	指定避難所 医療救護所 炊出し場所
	S58	白樺公民館 (多目的集会施設)	2	RC・平屋・348m ² S・平屋・648m ² (屋体)	指定避難所 医療救護所 炊出し場所
	H3	東部地区公民館	1	W・平屋・613m ²	指定避難所 医療救護所 炊出し場所
	H10	西部地区公民館 (農村活性化センター)	1	W・S・平屋・499m ²	指定避難所 医療救護所 炊出し場所

公民館等	S62	中津川地区公民館 (基幹集落センター)	1	RC・平屋・472m2	指定避難所 医療救護所 炊出し場所
医療施設	H17	国民健康保険診療所	1	S・平屋・420m2	医療救護機関
	H3	附属中津川診療所	1	W・2階・329m2	医療救護機関
福祉施設	S60	わくわくこども園(乳児部)	1	S・平屋・439m2	指定避難所 炊き出し場所
	H5	わくわくこども園(幼児部)	1	S・平屋・590m2	指定避難所 炊き出し場所
	H12	つばき保育園 つばき保育園乳児棟	2	W・平屋・815m2 321m2	指定避難所 炊き出し場所
	H10	添川児童センター	1	W・平屋・474m2	指定避難所
	H2	手ノ子幼稚園	1	W・平屋・454m2	指定避難所
	H14	高齢者介護予防センター	1	W・平屋・340m2	指定避難所
	H17	健康福祉センター 介護老人保健施設美の里	1	S・平屋・3,746m2	炊き出し場所
	H3	特別養護老人ホーム ひめさゆり荘	1	RC・平屋・3,727m2	炊き出し場所
	H6	特別養護老人ホーム ひめさゆり荘2号館	1	S・平屋・613m2	
	H12	福祉の里めざみ	1	S・平屋・2,007m2	炊き出し場所
町営住宅	H15	中ノ目団地	5	W・平屋・149m2*3 120m2*2	
	H2	才津堂団地	3	W・平屋・73m2*3	
	H3	手ノ子団地	3	W・平屋・74m2*3	
	H6	いいでハイツ	2	RC・5階 1,867m2・1,858m2	
	S56	瑞穂寮	1	W・S・2階・360m2	
	H4	医師住宅	1	W・2階・135m2	
	H5		1	W・2階・135m2	
その他	H13	学校給食共同調理場	1	S・2階・498m2	炊き出し場所
	S57	自然環境活用センター	1	S・3階・1,513m2	宿泊施設
	H5	(白川荘)	1	S・2階・348m2	
	H2	緑地等利用施設	2	W・S・平屋・189+977m2	宿泊施設
	H9	(しらさぎ荘)	1	W・2階・671m2	
	H15		1	RC・W・S・平屋・860m2	

	H9	総合交流促進施設	2	S・2階・1,335m ²	宿泊施設
		(ホテルフォレスト)		+582m ²	
	H9	木湖里館	8	W・平屋・257m ² *2 378m ² *6	宿泊施設
	H9	めざみの里観光物産館	1	RC・2階・2,564m ²	道の駅